

2020 年度 L2-Tech 認証 実施要領

1. 事業の目的

「地球一個分」という環境制約の下、大量生産・大量消費型の社会から脱却し、2050 年までに 80%の温室効果ガス排出削減を実現するためには、エネルギー起源二酸化炭素の排出が極めて少ない大胆な低炭素技術の普及・導入を進める必要があります。

本事業では、先導的(Leading)な低炭素技術(Low-carbon Technology) = L2-Tech (エルトーテック)をあらゆる部門において分野別にリスト化・発信し、技術を導入する際の参考として頂くことを通じて、当該技術の普及の強力な推進を目的としています。

2. 事業内容

(1) 事業の概要

日本法人が製造または販売する製品のうち、「2020 年度 L2-Tech 水準表(以下、**L2-Tech 水準表**)」に示す「L2-Tech 水準」を満たすものについて、本制度において設置する審査・認証検討委員会の審査結果に基づき、環境省が認証します。

認証された製品は L2-Tech 水準(CO2 削減効果において最高性能)を満たす製品として、環境省が認証した製品として、環境省が情報発信することにより、普及を強力に推進していきます。また、一部の設備・機器等について認証された製品の環境省事業での活用を検討しています。

(2) 募集対象製品

次の全てを満たす製品を審査の対象とします。公募期間外に申請されたものについては、本認証の対象外とします。

- ① L2-Tech 水準表に掲載されている設備・機器等に該当する製品
- ② 発売済または令和 3 年(2021 年)3 月 5 日(金)までに発売予定の製品
- ③ 国内で製造または販売している製品

(3) 募集対象事業者

対象設備・機器等を製造または販売している日本法人

3. L2-Tech 製品の認証

(1) 審査・認証方法

認証候補となる製品の募集は一般公募により行います。申請された製品に対して、審査・認証検討委員会で審査を行い、その結果に基づき環境省が L2-Tech 製品として公表します。

審査は、原則として提出された申請書類に基づき、書面審査及びヒアリング審査により行います。

(2) 審査項目

提出された申請書類の内容について、審査・認証検討委員会による審査を行い、主に以下の項目に基づき総合的に適当と認められたものについて、環境省が認証を行います。

- ①募集対象製品であること。
- ②技術の原理・しくみが科学的に説明可能であること。
- ③申請された製品の性能が、「L2-Tech 水準」と一致している、または「L2-Tech 水準」よりも優れていること。
- ④申請された製品の性能が、L2-Tech 水準表に記載されている計算方法および試験条件に準拠して算出されたものであること。

(3) 審査・認証結果の通知

認否に関わらず、認証結果通知書を申請者に送付します。否認の場合は、理由を付して通知します。

(4) 認証時期による識別

認証された製品には、審査時点の L2-Tech 水準を識別するための識別情報が付与されます。今回認証された製品は、「L2-Tech 2020 年度」として認証され、継続的に「L2-Tech」の名称を使用することが可能です。

4. 申請方法

(1) 申請受付期間

令和 2 年(2020 年)12 月 21 日(月)～令和 3 年(2021 年)1 月 22 日(金)17 時 00 分

(2) 申請手続

申請者は申請書類及び確認書類を電子媒体で事務局に送付してください(電子メールの件名を「L2-Tech/2020 年製品認証の申請について」としてください。なお、今年度は「L2-Tech 情報プラットフォーム」を通じた登録は行っておりません)。

申請受付期間内にご提出いただいた際には、事務局からはメール到着確認後 3 営業日以内に、メール到着の旨を申請者(メール送信者)にご連絡いたします。

(3) 申請内容

申請者は、申請受付期間中に製品情報の登録ならびに申請資料を提出してください。原則として一度登録・提出された内容の変更は受け付けません。

申請内容は、「**通常申請**」および「**簡易申請**(申請書類の一部が免除される申請)」のいずれかで、その詳細が異なります。

なお、申請書の作成にあたっては、別紙資料を参照してください。また、申請内容は、本認証の審査のみに使用します。提出書類の記載内容に虚偽が判明した場合は、「L2-Tech 認証制度実施規則」に基づき、認証の取消等を行います。

<通常申請>

①申請資料

以下の申請資料に必要事項を記入した上で、提出してください。

- | | |
|---------------------------|-----------|
| イ) 申請書(様式 1) | ※必須 |
| ロ) 申請製品リスト(様式 2) | ※必須 |
| ハ) 申請用チェックリスト(様式 3) | ※必須 |
| ニ) 商用化に関する誓約書(別紙 1) | ※必要に応じて提出 |
| ホ) 計算方法・試験条件に関する誓約書(別紙 2) | ※必要に応じて提出 |
| ヘ) 派生型番に関する誓約書(別紙 3) | ※必要に応じて提出 |

②確認資料

以下の確認資料を申請する製品(型番)ごとに提出してください。

- | | |
|---------------|-----|
| ト) 商用化確認資料 | ※必須 |
| チ) 性能確認資料 | ※必須 |
| リ) 原理・しくみ確認資料 | ※必須 |

【確認資料の共通化について】

一つの申請製品(型番)、または、複数の申請製品(型番)において、その確認資料が同じである場合(例:同じカタログ内で上記資料へ～チ)を確認することができる資料等は、確認資料の共通化(複数の確認資料を一つの資料として提出すること)を認めます。

【確認資料の公開性について】

上記の確認資料は、原則として申請者の WEB ページにおいて広く公表されている必要があります。ただし、WEB ページにおいて広く公表されている資料を用意できない申請者は、下記の 3 条件を満たし、適当と認められた資料については、確認資料として受け付ける場合があります。該当する申請者は個別に事務局までお問い合わせください(別途事務局からお送りする誓約書の提出が必要となります)。

- ・社として合意された情報が掲載された資料であること。
- ・申請者が、第三者からの問い合わせや依頼に対して、例外なく提供していること。
- ・第三者が本資料を入手するための連絡先(窓口)が、申請者の WEB ページやカタログに掲載されており、容易に特定できること。

【派生型番に関する確認資料の取扱いについて】

派生型番*の製品の申請に限り、確認資料の提出は不要です。ただし、【別紙 3】に必要事項を記入の上、提出いただく必要があります。

* 派生型番:親型番(当該製品の中で、標準的または一般的な仕様であるもの)とクラス及び性能が同一である製品(例:色違い)

<簡易申請>

一定の要件を満たす製品に対し、申請における一部の書類の提出を免除します。なお、簡易申請の対象となり得るクラス(条件・能力)には「L2-Tech 水準表」の認証対象欄に”●”が記載されています。

①申請資料

以下の申請資料に必要事項を記入した上で、提出してください(【別紙 1】、【別紙 2】の提出を免除します)。

- | | |
|----------------------|-----------|
| ヌ) 申請書(様式 1) | ※必須 |
| ル) 申請製品リスト(様式 2) | ※必須 |
| ヲ) 申請用チェックリスト(様式 3) | ※必須 |
| ワ) 派生型番に関する誓約書(別紙 3) | ※必要に応じて提出 |

※親型番が簡易申請対象製品である場合で、派生型番を今年度新規に申請する場合のみ提出

②確認資料

提出を免除します。

【簡易申請の要件について】

下記の 3 要件を全て満たす製品(型番)については、「簡易申請」として申請が可能です。

- ① 前年度の L2-Tech 認証製品一覧(最新版)に掲載されている製品(型番)であること
今回申請を行う製品の型番が、「2019 年度 L2-Tech 認証製品一覧 Ver.1.03(親・派生全型番表示)」に掲載されていること。
- ② 申請するクラス・指標に変更がないこと
今回申請を行う製品が該当する、「2020 年度 L2-Tech 水準表」中のクラス(水準表情報 No.S-XXXXXX)について、該当のクラス(条件・能力)および指標(測定単位)が「2019 年度 L2-Tech 水準表」から変更がないこと。
- ③ 申請する製品の性能が L2-Tech 水準と一致あるいは優れていること
今回申請を行う製品が該当する、「2020 年度 L2-Tech 水準表」中のクラス(水準表情報 No.S-XXXXXX)の L2-Tech 水準と比較し、該当製品の性能が一致または優れていること。

(4) 申請に関する問合せ先、申請書の提出先

「2020年度 L2-Tech 事務局」

デロイト トーマツ コンサルティング合同会社

パブリックセクター(担当:田中・大南・森)

〒100-8361 東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 3 号 丸の内二重橋ビルディング

TEL:080-3458-1206 (受付時間:平日 9:30~17:30 まで)

E-mail:l2-tech@tohmatu.co.jp

5. 留意事項等

(1) 公表

L2-Tech 製品については、環境省ホームページにおいて、上記 4.「(3)①申請資料」に記載された情報を公表します。また、併せて記者発表を行う場合があります。なお、当該事業者の財産管理上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのある情報については、原則公表しません。

(2) 「L2-Tech」の名称の使用等に当たっての遵守事項

今回認証される製品は、「L2-Tech 認証制度実施規則(別紙)「L2-Tech」の名称使用に関する規則」の遵守事項が適用されますので、ご注意ください。

(3) 認証の取消等

次のいずれかに該当する場合には、当該製品に対し、認証の取消し、「L2-Tech」の名称の使用または認証製品の公表の中止を行うことがあります。

- ①上記(2)で定める運営規則を遵守しない者に対し、注意喚起を行っているにもかかわらず、改善が見られない場合
- ②申請内容の虚偽、その他法令等に違反したことが判明した場合
- ③重大な公序良俗違反、その他の L2-Tech 認証制度の信用を損ねる恐れのある行為が認められた場合

(4) 情報の取扱いについて

提出された申請書類は機密情報として取扱い、本審査・認証関係者以外への開示は行いません。

以上